

不正行為の取扱いについて

兵庫県立大学大学院理学研究科
令和 8 年 6 月 25 日

不正行為を行った場合は、その場で受験の中止と退室を指示され、それ以後の受験はできなくなります。また、受験した全ての教科等の成績を無効とするとともに、以降に本学で実施する全ての入学者選抜を受験することができなくなります。支払い済みの入学考査料等は返還しません。

なお、不正行為については、状況により警察へ被害届を提出するなどの対応をとる場合があります。

【不正となる行為】

1 試験全般

- ① 出願書類(出願確認票、受験票、写真票)及び解答用紙へ故意に虚偽の記入(受験票・写真票に本人以外の顔写真を登録することや解答用紙に本人以外の氏名・受験番号を記入するなど。)をすること。
- ② 受験者本人になりすまして他人が受験すること。
- ③ その他、試験の公平性を損なうおそれのある行為をすること。

2 筆記試験

- ① カンニング(試験の教科・科目に関係するメモやコピーなどを机上等に置いたり見たりすること、教科書・参考書等の書籍類の内容を見ること、他の受験者の答案等を見ること、他の人から答えを教わることなど)をすること。
- ② 他の受験者に答えを教えたりカンニングの手助けをすること。
- ③ 配付された問題冊子や解答用紙を、その試験時間が終了する前に試験室から持ち出すこと。
- ④ 試験開始の指示の前に、問題冊子を開いたり解答を始めること。
- ⑤ 試験時間中に、使用を認める筆記用具等以外の用具を使用すること。
- ⑥ 試験時間中に、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、タブレット端末、電子辞書、ICレコーダー、イヤホン、音楽プレーヤー等の電子機器類を使用すること。
※イヤホンについては、耳に装着していれば使用しているものとします。
- ⑦ 試験終了の指示に従わず、鉛筆や消しゴムを持っていたり解答を続けること。

3 面接試験

- ① 面接試験中に他の人と連絡をとりあうこと。
- ② 面接試験を録画または録音すること。
- ③ ②の情報をインターネット上へ掲載すること。
- ④ 面接終了後に、これから面接を行う他の受験者に内容等を伝えること。
- ⑤ 受験者控室又は面接室前で係員の指示に従わないこと。